

住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書

提出用

- この明細書は、住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。
○ この明細書は、住宅借入金等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

氏名 _____

1 家屋や土地等の取得対価の額

Table with 4 columns: 取得対価の額等, A 家屋, B 土地等, C 合計, D 増改築等. Rows include acquisition price, shared ownership, and percentage of ownership.

2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

Table with 5 columns: 住宅のみ, 土地等のみ, 住宅及び土地等, 増改築等. Rows include mortgage balance, debt ratio, and living ratio.

- ※1 ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)...
③欄の金額 (円) - 特例の適用を受けた金額 (円) = (円)
⑤欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて書きます。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と書きます。
⑥の⑧欄の記入に当たっては、⑥の⑧欄と⑦の⑧欄の割合が同じ場合には、⑥の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑨欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きます。
i ⑥の⑦欄の金額 (円) x (Aの③欄の金額 (円) / Cの③欄の金額 (円)) x ⑥の⑧欄の割合 (%) = (円)
ii ⑥の⑦欄の金額 (円) x (Bの③欄の金額 (円) / Cの③欄の金額 (円)) x ⑥の⑧欄の割合 (%) = (円)
⑩欄は、次のiからivに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。
i 平成18年中に居住の用に供した場合...3,000万円
ii 平成17年中に居住の用に供した場合...4,000万円
iii 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合...5,000万円
iv 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した場合...3,000万円

- 次に該当する方は、書き方について税務署におたずねください。
(1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受ける方
(2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける方

三面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書

提出用

- この明細書は、住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。
○ この明細書は、住宅借入金等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

氏名 _____

1 家屋や土地等の取得対価の額

Table with 4 columns: 取得対価の額等, A 家屋, B 土地等, C 合計, D 増改築等. Rows include acquisition price, shared ownership, and percentage of ownership.

2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

Table with 5 columns: 住宅のみ, 土地等のみ, 住宅及び土地等, 増改築等. Rows include mortgage balance, debt ratio, and living ratio.

- ※1 ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)...
③欄の金額 (円) - 特例の適用を受けた金額 (円) = (円)
⑤欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて書きます。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と書きます。
⑥の⑧欄と⑦の⑧欄の割合の差が10%以内 (前記ただし書きに該当する方は調整前の数値と比較します。)...
⑩欄は、次のiからiiiに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。
i 平成17年中に居住の用に供した場合...4,000万円
ii 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合...5,000万円
iii 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した場合...3,000万円

- 次に該当する方は、書き方について税務署におたずねください。
(1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受ける方
(2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける方

三面

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。